

## 三重県地方創生会議設置要綱

### (目的)

第1条 三重県におけるまち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に計画し、推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、三重県地方創生会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 三重県人口ビジョン及び三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定等に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生の施策の企画及び効果検証に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生の推進に必要な事項に関すること。

### (委員)

第3条 会議は、知事及び知事が選任する委員で構成する。

2 会議の委員の任期は、選任の日から平成32年3月31日までとする。

3 会議の委員の再任は妨げない。

### (議長)

第4条 会議には議長を置き、知事が務める。

2 議長は、会議を総理する。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (部会)

第6条 会議には、専門の事項について検討を行うため、部会を設置することができる。

2 部会の委員は、知事が、会議の委員又は会議の委員が属する団体の構成員のうちから選任する。

3 部会には部会長を置き、その部会の委員の互選により選任する。

4 部会は、知事が招集する。

5 第3条第2項及び第3項、第4条第2項及び第3項並びに前条第2項の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

### (報償費等)

第7条 県は、会議の委員及び部会の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

2 会議の委員及び部会の委員以外の者が、会議又は部会に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第8条 会議及び部会の庶務は、戦略企画部企画課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議及び部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。